



7半総第131-1号

令和7年4月8日

関係部課等長 殿

半田市指名審査会会長

副市長 山本卓美

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

新明和工業（株） 流体事業部営業本部中部支店

2 指名停止期間

令和7年4月9日から令和7年6月8日まで2か月間

3 指名停止理由

対象業者が、遅くとも平成29年6月29日以降、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事の見積り合わせにおいて、相互に又は他の事業者と共同して、供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように提示する見積額等を調整していた。この行為が、競争を実質的に制限しており、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為であるとして、令和7年3月24日公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。

（問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250）